

令和3年7月6日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

議会運営委員会

委員長 富 永 三 千 敏

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和3年第2回魚沼市議会定例会について
(2) 閉会中の所管事務調査について
(3) 議員派遣について
(4) その他

- 2 調査の経過 7月6日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
令和3年第2回定例会の日程について、招集期日は市長提案のとおり7月13日とし、会期は7月29日までの17日間とした。
審議予定の付議事件及びその取り扱い等については、別紙「令和3年第2回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表」及び「令和3年第2回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとした。
また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は議長において取り扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。
議員派遣については、これを了承した。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

- (1) 令和3年第2回魚沼市議会定例会について
- (2) 閉会中の所管事務調査について
- (3) 議員派遣について
- (4) その他

2 日 時 令和3年7月6日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 大桃俊彦、大平恭児、富永三千敏、志田 貢、渡辺一美、佐藤 肇
森島守人、(関矢孝夫議長)

5 欠席委員

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書記 佐藤議会事務局長、和田議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

富永委員長 定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。これより議事に入ります。

(1) 令和3年第2回魚沼市議会定例会について

富永委員長 日程第1、令和3年第2回魚沼市議会定例会についてを議題とします。(1) 招集期日について、執行部から説明をお願いします。

内田市長 招集期日につきましては、令和3年7月13日でお願いしたいと思います。

富永委員長 ただいま説明のあった招集期日について、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、説明のとおり7月13日と決定しました。次に、(2) 付議事件について、執行部から説明をお願いします。

内田市長 付議事件につきましては、お手元に配付の事件一覧のとおりであります。また、報告案件についても配付資料のとおりであります。詳細につきましては、総務政策部長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

桑原総務政策部長 それでは、お手元の付議事件一覧を基に、順次ご説明申し上げます。ま

ず、事件番号1番、令和3年度魚沼市一般会計補正予算第3号についてであります。

当該補正予算の概要であります。主なものといたしましては、新型コロナウイルス感染症対策関連の取組のほか、ふるさと納税ポータルサイト追加関連経費、FM難聴取対策事業、保育園緊急修繕経費、私立保育園施設整備交付金、エコプラント長寿命化計画変更業務、バイオプラスチックごみ袋モニター調査業務、景観作物植栽事業、農業用施設補修、林道修繕工事、市道改良工事、消雪施設工事、月岡公園補修工事、住宅リフォーム補助金追加、ふるさと納税増額に伴う積立金の増額、以上に係る経費の追加などを予定しており、これら一連の追加・組替えとともに、財源の調整・変更を含めた内容を第3号補正予算として歳入歳出それぞれ8億1,910万円の増額補正をお願いしたいものであります。

このうち、新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、公務上の必要性により実施する市職員のPCR検査費用のほか、自治会に配付する感染対策キット購入費、子育て世帯生活支援特別給付金の二人親世帯分、生活困窮者自立支援事業、ワクチン接種時間外勤務手当、農産物の需要減少に対する生産者支援、中小事業者経営継続支援事業期間延長、感染症対策認証店舗設備導入支援、宿泊施設合宿誘客奨励金、指定管理者経営継続支援などとしております。

なお、今回の補正予算の財源としては、新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金や子ども・子育て施設整備交付金などの国・県補助金のほか、ふるさと寄附金、市債借入、また、ふるさと結基金と財政調整基金からの繰入を計上することとしております。

続きまして、事件番号2番、魚沼市芸術文化振興基金条例の廃止につきましては、小出郷文化会館で実施している芸術文化振興事業の財源としていた同基金について、残高がゼロとなったため、廃止するものであります。なお、同基金については、毎年一定額程度を取り崩すこととしており、予定どおり令和2年度末をもって最後の取り崩しを行ったものであります。

続きまして、事件番号3番、魚沼市手数料条例の一部改正につきましては、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの再交付に係る事務の実施主体が市から、地方公共団体情報システム機構に変更したことに伴い、手数料条例から当該事務部分を削除することとして所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号4番、財産（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車）の取得についてから、事件番号8番、財産（除雪ドーザ）の取得についてまでの5件につきましては、いずれも取得する財産の予定価格が2,000万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第8号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める事案に該当するため提案するものであります。

続きまして、事件番号9番、四日町排水ポンプ場土木工事の変更契約につきましては、当該工事の当初契約額が1億5,000万円以上であり、地方自治法第96条第1項第5号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会議決をいただいた工事請負契約であることから、この度の工事内容の変更の際し、同変更契約の議会議決を求めるため提案するものであります。

続きまして、報告案件についてご説明いたします。報告案件につきましては、いずれも、地方自治法施行令第152条に規定する法人について、地方自治法第243条の3第2項の規

定に基づき、市が資本金等の50%以上を出資している法人等の経営状況を議会に報告するものであります。今回報告する法人であります。事件番号1番の一般財団法人魚沼市医療公社及び事件番号2番の奥只見観光株式会社について、いずれも決算等が総会において確定したことから報告させていただくものであります。当該2件につきましては、昨日の臨時会の招集通知までに関連資料の整理が間に合わなかった関係で、今定例会の案件となりましたので、あらかじめご了承をお願いいたします。

なお、報告案件に該当する他の法人につきましては、法人の総会等の日程の関係から、今定例会会期中の追加報告でお願いすることになるか又はその次の議会での報告を予定しております。説明につきましては、以上でございます。

富永委員長　　ただいま説明のあった市長提出事件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

森島委員　　内容について触れるものではございませんが、2の魚沼市芸術文化振興基金条例の廃止についてですが、これにかかる別の条例の提案はされることがないと理解してよろしいでしょうか。

桑原総務政策部長　　この条例案の廃止は、先ほどの説明のとおり、小出郷文化会館で実施している事業に充てる基金として当初積んでいたものが今回廃止になり、基金を既に使い切っていますので、その基金条例だけを廃止させていただきたいということです。これに関する事業そのものを廃止するわけではありませんので、ご了解をお願いします。

富永委員長　　ほかに質疑はありませんか。(なし)なければこれで質疑を終わります。ただいま説明のあった、市長提出事件については、これを受けることにしたいと思います。異議ありませんか。(異議なし)異議ないものと認めます。よって、市長提出事件については、受けることに決定しました。次に議長受付事件について、説明を求めます。

佐藤議会事務局長　　(別紙「令和3年第2回魚沼市議会定例会付議事件一覧」により説明)

富永委員長　　ただいまの議長受付事件について、質疑はありませんか。(なし)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま説明のあった議長受付事件については、これを受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、議長受付事件については、受けることに決定しました。次に、(3)付議事件の取り扱いについて審査願います。ア、イについて議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長　　(別紙「令和3年第2回魚沼市議会定例会付議事件一覧」の取り扱いにより説明)

富永委員長　　ただいま説明のありました付議事件の取り扱いについて質疑はありませんか。(なし)これで質疑を終結します。付議事件の取り扱いについてはただいまの議会事務局長の説明のとおりでよろしいでしょうか。(異議なし)異議がないようですので、そのように決定いたしました。次に、ウ、急施事件の取り扱いについて、議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長　　ウの急施事件の取り扱いについてですが、急施事件として、定例会開催日前日までに受理した請願、陳情は議長において取り扱いを決することとし、その他の事件については議長、委員長が協議し、議会運営委員会で協議することとしたいものであります。

富永委員長　　ただいまの説明について、質疑はありませんか。(なし)質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。急施事件の取り扱いについて、定例会開催日前日までに受理した請願、陳情は議長において取り扱いを決することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で協議することによろしいでしょうか。（異議なし）異議なしと認め、そのように決定いたしました。（４）会期及び会議予定について、審査願います。議会事務局長に説明させます。

佐藤議会事務局長 （別紙「令和３年第２回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表（案）」により説明）

富永委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。

佐藤委員 今回、変則的で日程的にかなり厳しいと思います。常任委員会が２０日、２１日と開催されます。そのあと、４日間休みが入るということで委員会会議録を最終日の３日前に送れるのか、その辺についてはどうお考えでしょうか。

佐藤議会事務局長 オリンピックの関係で４連休ということですが、事務的には厳しいですが、当初の日程の中で送られるように事務局では予定しています。

佐藤委員 物理的に無理なようであれば、皆さんからこういう状況だというのはわかっているだけで、議案書と一緒に送れない、最終日の机上配布の可能性もあるということを事前にお話をしておくべきではないかと思います。

佐藤議会事務局長 なるべく通常どおりの発送となるように努力しますが、やむを得ない場合、皆さんから了解していただければ、議長と議運委員長と相談しながら、そうさせていただければと思います。

富永委員長 佐藤委員から委員会会議録の配布について提案がありましたので、協議をして、最終日の３日前の発送に間に合わない場合には、最終日の机上配布とさせていただくことによろしいでしょうか。（異議なし）では、そのようにさせていただきます。ほかに質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。会期については、７月１３日から７月２９日までの１７日間とし、会議予定は、令和３年第２回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表（案）のとおりとすることにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、会期は、７月１３日から７月２９日までの１７日間とし、会議予定は、別紙令和３年第２回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表（案）のとおりとすることに決定しました。次に（５）一般質問について議会事務局長に説明させます。

佐藤議会事務局長 （別紙「令和３年第２回定例会一般質問の取扱いについて（案）」により説明）

富永委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。一般質問については、別紙令和３年第２回定例会一般質問の取扱いについて（案）のとおり実施することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。なお、一般質問の通告期限は事務局長名で通知のあったとおり、７月８日正午となっております。

（２）閉会中の所管事務調査について

富永委員長 日程第２、閉会中の所管事務調査についてを議題とします。お諮りします。本

委員会が、閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長あてに申し出たいと思いますが、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長あて申し出を行うことに決定いたしました。

(3) 議員派遣について

富永委員長 日程第3、議員派遣についてを議題とします。お手元の配布資料のとおり、への参加の1件については、議員派遣とすることとし、最終日に議長発議とすることでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、1件については、閉会中に議員派遣を議長発議により行うことに決定いたしました。

(4) その他

富永委員長 日程第4、その他についてを議題とします。執行部からありませんか。

内田市長 ありません。

富永委員長 委員の皆さん方からありませんか。(なし) なければ、本日の会議を終了させていただきます。本日の会議録については委員長に一任をお願いします。以上で本日の議会運営委員会を閉会とします。

閉 会 (10:26)